

平成28年度重点施策

—ICTで活気ある東北のまちづくり—

総務省東北総合通信局では、平成28年度の重点施策として、「ICTで活気ある東北のまちづくり」をスローガンに掲げ、東日本大震災の被災自治体が抱える課題をICTを活用して解決し、復興支援を着実に推進するとともに、ICTを活用したまちづくりの推進に対する各種支援事業を促進するなど、次の4つの事項を柱とする重点施策に全力を挙げて取り組みます。

- I 東日本大震災からの復興の着実な推進
- II 安心・安全な暮らしの確保
- III 元気なまちづくりの推進
- IV ひとにやさしいICT環境の整備

I 東日本大震災からの復興の着実な推進

復興まちづくりが最盛期を迎えた「復興・創生期間」（28年度～32年度）の平成28年度において、情報通信基盤の円滑な整備やICT利活用による被災者の暮らしの再生に向けた取り組みを進めます。

(1) 情報通信基盤の円滑な整備促進

防災集団移転や土地区画整理、長期避難者のための生活拠点整備等、被災自治体が進める復興まちづくり計画を、関係機関が参加する「東日本大震災ICT復興促進連絡会議」において共有し、地区別に通信・放送利用環境の調査、課題の共有、対策手法の検討を進めます。

(2) 復興まちづくりにおける情報通信基盤整備への支援

復興まちづくりと併せて行う地上デジタルテレビ放送受信環境、地上ラジオ受信環境、ブロードバンド環境及び地域公共ネットワーク等、被災地域の復興と被災者の暮らしの再生を実現するために必要な情報通信環境の整備について支援します。また、原発避難地域について、被災自治体と緊密な連携を行いながら、「総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター（デジサポ福島）」等とともに、地上デジタルテレビ放送対策を支援します。

☞被災地域情報化推進事業（復興街づくりICT基盤整備事業）

(3) 広域運用を可能とする漁業用海岸局整備への支援

沿岸部被災地域の基幹産業である水産業の本格的な復興のために、漁港施設等の再整備と併せ、沿岸漁業の安心・安全性を向上するとともに操業の効率化を可能とする漁業用海岸局の広域運用のための施設整備を支援します。

- ☞被災地域情報化推進事業（復興街づくりICT基盤整備事業）
- (4) 被災した情報通信基盤の復旧への支援**

東日本大震災により被害を受けた地域のブロードバンド基盤、地域公共ネットワーク、CATVの復旧を行う被災自治体を支援します。

 - ☞情報通信基盤災害復旧事業費補助金
- (5) 被災地の就労機会確保に向けたテレワーク導入への支援**

自宅や仮設住宅等でパソコンを使って仕事ができる仕組みを活用し、住民の就労促進に向けたテレワークシステムを構築する事業を支援します。

 - ☞被災地域情報化推進事業（被災地域テレワーク推進事業）

Ⅱ 安心・安全なくらしの確保

1 災害に強い情報通信インフラの整備

災害発生時に防災関係機関による情報伝達や住民への避難指示が確実にられるよう、ネットワークの強靱化や防災行政無線等のデジタル化を進めるとともに、漁船海難事故防止に取り組みます。

(1) 放送ネットワークの強靱化及び放送施設の安全・信頼性向上

災害時の放送遮断等を回避するため、放送機材の冗長化、連絡線の2重化、予備電源の設置など災害放送実施体制の強化等を行う放送事業者・自治体等を支援し、一層の安全・信頼性向上を進めます。

- ☞地上基幹放送ネットワーク整備事業、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業
- ☞民放ラジオ難聴解消支援事業

(2) 防災用デジタル無線システムの整備促進

防災行政無線のデジタル化の整備を支援し、住民に対する防災情報等の伝達の確実性の向上を進めます。

- ☞周波数有効利用促進事業、緊急防災・減災事業債

(3) 防災訓練、非常通信協議会等における最新技術利活用の促進

関係機関と連携しながら、各県の防災訓練などに参画し最新技術の利活用を促進します。また、非常災害時に開設する無線局についての「臨機の措置」、「通信機器及び移動電源車の貸出し」等の周知を行います。

(4) 漁船海難事故防止の推進

国の3機関（東北総合通信局、東北運輸局及び第二管区海上保安本部）が連携した「東北地区漁船海難防止連絡会」を中心に、漁船への訪船指導や漁業協同組合・漁業者等への海難事故防止のための安全設備・安全対策の周知・啓発活動を行い漁船海難事故防止に取り組みます。

2 災害時の情報伝達手段の強化

災害発生時に直接住民へ災害・避難情報などを伝えられるよう、様々なメディアを使って複合的に、かつ、広範囲に情報伝達できるような手段の普及を進めます。

(1) Lアラート（災害情報共有システム）の利活用促進

自治体、メディア、ライフライン事業者等の関係者から構成される県単位の連絡会において、課題の解決や運用の改善を図り、災害時の安定運用のための連携協力体制を確立します。

(2) 電気通信サービスを利用した防災情報伝達の利活用促進

災害時等における住民に対する情報伝達の一手段として、管内すべての自治体で緊急速報メールが導入されるなど、電気通信サービスの重要性が増してきているため、その利用上の課題や活用法について自治体及び住民の方々への周知啓発を行います。

(3) ラジオ難聴の解消支援

生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、民放ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援します。

☞「民放ラジオ難聴解消支援事業」

(4) 臨時災害放送の初動体制整備

災害発生時において、臨時災害放送貸出機材を保有する「NPO 日本地域放送支援機構」から被災地に迅速に輸送する体制及び手段を検討するとともに、必要となる災害情報、生活情報等の収集及びこれらの情報発信体制を検討し、臨時災害放送の初動体制整備を進めます。

(5) コミュニティ放送の普及及び臨時災害放送局の適切な監理

コミュニティ放送局の開設計画を有する自治体・団体に対して円滑な開局に向けて支援・指導を行うとともに、存続する臨時災害放送局の適正な運用管理を引き続き指導します。

3 信書便市場の活性化

「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年12月に施行されたことを踏まえ、誰もが安心してサービスを利用できるよう、利用者一般に対する制度の周知啓発の一層の推進を図るとともに、事業者の適切な監理を実施します。

Ⅲ 元気なまちづくりの推進

1 地域のICT基盤整備

地域の成長・発展を支えるICT基盤整備を推進します。

(1) 公衆無線LANの整備促進

観光・防災拠点における公衆無線LANの整備を行う自治体等を支援するとともに、その利活用方法などの周知啓発を一層推進します。

☞観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業、公衆無線LAN環境整備支援事業

(2) ふるさとテレワークの推進

企業や雇用の地方への流れを促進するため、地方創生に資する新たなテレワーク（ふるさとテレワーク）を支援します。

☞ふるさとテレワーク推進事業

(3) 条件不利地域における光ファイバ整備の推進

過疎地等の「条件不利地域」を有する地方公共団体による超高速ブロードバンド基盤や離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の整備を支援します。

☞情報通信基盤整備推進事業

(4) 携帯電話の通信エリア拡大

東北地域で2200世帯(300地域)の携帯電話の不感地帯を順次解消することを目指し、また、道路や鉄道のトンネルや、特に盛岡以北の東北新幹線の不感地帯の解消を促進するため、自治体、電気通信事業者を支援します。

☞携帯電話等エリア整備事業、電波遮へい対策事業

2 ICT利活用による地方創生

地方都市等の活性化に資するツールとしてICTを利活用し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

(1) 東北地方のまちづくり推進

東北地方の産学官が結集して幅広い活動を実施している東北情報通信懇談会等と地域の関係機関と連携し、講演会、セミナー、シンポジウムの開催、調査研究等により、地域経済の活性化に取り組みます。

(2) 放送コンテンツの海外展開等促進

放送事業者と他分野関係者との協力による放送コンテンツ制作・発信等、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取り組みを支援し、放送コンテンツの海外展開を通じ地域経済活性化に取り組みます。また、放送事業者等と連携し、東北地域において4K・8Kサービスなど高度映像サービスの周知啓発を進めます。

☞放送コンテンツ海外展開助成事業

(3) 多言語音声翻訳システムの社会実装推進

グローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」の一環として、産学官の連携により、観光地、商業施設等において「多言語音声翻訳システム」の社会実証を促進し、多様な事業創出に向けたクラウド型翻訳サービスプラットフォームの推進に取り組みます。

(4) 「まち・ひと・しごと創生」におけるICT利活用への支援

「地方版総合戦略」に基づくICTに関連する事業を計画している自治体と連携して、「まち・ひと・しごと創生」の推進に取り組みます。

(5) ICT人材派遣制度の活用推進

ICTに関する専門的知識を有する専門人材の派遣による自治体の支援を行います。

☞「地域情報化アドバイザー制度」「ICT地域マネジャー派遣制度」

(6) ICTを活用した地域課題の解決

地域振興用のための電波の一層の利活用のため、無線システムの技術的条件について検討するとともに、水産分野等でのICTの利活用を促進します。

3 ICT分野の研究開発促進

ICT分野における研究開発を支援し、東北地域の研究開発力向上のための取り組みを強化します。

(1) 戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）による研究開発の促進

新規性に富むICT分野の研究開発を大学・企業・自治体の研究機関等から広く公募し、研究を委託する競争的資金「戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）」により、若手ICT研究者の育成や中小企業の斬新な技術の発掘、地域の活性化等に資する研究開発を促進します。また、国立研究開発法人「情報通信研究機構」（NICT）が有する研究開発用テストベッド等の利活用により、研究開発機関の連携を一層推進します。

(2) 研究開発成果の事業化・産業化促進

ICT分野の研究開発成果の事業化・産業化を促進するため、事業化支援機関とのチームを組んでビジネスモデルの実証を支援する「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム（I-Challenge!）」により研究機関、専門家を支援します。

(3) 情報通信ネットワーク耐災害性強化のための研究開発の促進

NICT等と連携し、情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発の推進を図るとともに、研究成果の周知啓発に努め、社会還元・実用化による社会実装を促進します。

IV ひとにやさしいICT環境の整備

1 電気通信サービスに関する消費者保護施策の推進

誰もが安心・安全にICTを利用できる環境実現のため、電気通信サービスに関する消費者保護についての周知啓発等に取り組みます。

(1) 新たな利用者保護の円滑な導入

改正電気通信事業法による、説明義務の充実、書面交付義務の導入、初期契約解除制度の導入などについて、消費者及び消費生活センター等への周知啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、新たな利用者保護の円滑な導入を進めます。

(2) トラブル対応の強化

電気通信サービスに関する様々なトラブルに対応するため、消費生活センターとの間で苦情・相談等の事例の蓄積・分析、情報の共有を図るとともに、「電気通信消費者支援連絡会」を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施し、消費者保護を推進します。

(3) 消費者等への情報提供の推進

消費生活相談員研修会等への積極的な講師派遣による情報提供を行うとともに、ホームページを活用した消費者等への周知を行います。

2 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

e ネット安心講座をはじめとする出前講座の実施体制の強化とともに、地域に根ざした情報リテラシー教育体制の整備に向けた取り組みについて、関係者の協力を得ながら推進します。

(1) 「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を通じた活動強化

地域の連携体制である「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」に参画する参加組織（東北地方の各県、各県警察、各県 PTA 連合会等）との連携強化に向けて、各団体の研修会等での説明を積極的に行います。

(2) e ネット安心講座の強化

e ネット安心講座の実施体制強化に向けて、講師認定講習会の計画的な開催により対象事業者や学生ボランティアなどの講師養成を支援します。また、同講座の質的向上に向けた既存認定講師へのフォローアップを実施します。

(3) 教育委員会等が実施する講師養成研修への支援

文部科学省がホームページに公開している「情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書」等を用い、教員や保護者自らが情報リテラシー講座の講師を務めることが出来るよう、教育委員会等の関係組織が実施する研修への講師派遣等の支援を行います。

3 サイバーセキュリティ対策の推進

ICTが広く普及、活用されている現代社会において、サイバーセキュリティの確保は、国民生活や社会経済活動などにおいて極めて重要な課題となっています。このため、各県のネットワーク・セキュリティ連絡協議会等と連携した取り組みを進めるとともに、一般国民、企業等を対象としたセミナー等を開催し周知啓発を図ります。

4 良好な電波利用環境の確保

重要無線通信妨害をはじめとした混信申告に対して、原因究明・障害排除を迅速かつ的確に行います。また、電波の適正な利用、電波の性質・安全性に関する周知啓発、登録検査等事業者に対する適正な指導・監督を推進することにより、安心・安全に電波を利用できる良好な環境を確保します。

(1) G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議等での重要無線通信環境の確保

G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議開催に際し、重要無線通信妨害対策実施本部を設置し、重要無線通信環境の確保を図ります。また、日常的にも、消防・救急や警察などの国民の生命・財産の保全に直結する重要無線通信への妨害に対し、早期の原因究明と解決に取り組みます。

(2) 電波監視業務の充実・強化

電波法令違反に関する申告対応、不法・違反無線局対策を適切に実施し、電波利用に関するリテラシーの向上に取り組みます。

(3) 医療機関等における適正な電波利用環境の実現

「医療機関における電波利用の推進部会」での検討結果を踏まえ、東北厚生局等と連携し、医療関係者向け講演会等により、医療機関における電波利

活用の方法などの周知啓発を図ります。また、一般の方々向けの「電波の安全性説明会」を開催します。

(4) 基準不適合設備等による障害防止

微弱の基準を超える無線機器による他の無線局等への障害の防止のための周知啓発を行うとともに、微弱と称する無線機器の市場流通状況を調査し販売中止等の協力要請を行うなど、無線機器の利用者を保護する対策を重点的に実施します。また、LED機器や太陽光発電装置などの電気・電子機器から発生する不要輻射に関する申告・相談に対して、不要輻射波の分析等を行い、妨害排除に向けた適切な対応を図ります。

(5) 登録検査等事業者の監督強化

東北管内の登録検査等事業者（193者）の適正な運営を確保するため、同事業者への立入検査を継続的に実施します。

(6) 電子申請の普及促進

無線局の免許申請等における電子申請利用の促進を図るため、積極的に周知広報を行い電子申請率の向上に取り組みます。